

光市記者発表資料

令和7年6月25日

件名

「光市高齢者補聴器購入費助成事業」の実施について

内

容

市では、令和7年度からの新規事業として、軽度・中等度難聴の高齢者に対し、聴力低下によるコミュニケーション不足や引きこもりを防ぎ、認知症予防やフレイル（虚弱）予防を図るため、光市高齢者補聴器購入費助成事業を下記のとおり実施します。

記

1 事業概要

別添チラシのとおり

詳細はコチラ▼



2 対象者

- (1) 光市に住所を有する満65歳以上の方
- (2) 聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付対象者でない方
- (3) 医師から補聴器の使用が必要であると認められた方
- (4) 介護保険料を完納している方

3 助成額

補聴器購入費の1/2の額（上限30,000円）

4 受付開始

令和7年7月1日（火）から開始します。

5 その他

- (1) 手続きは、あいぱーく窓口への持参のみとします。（FAX、メール、郵送不可）
- (2) 購入前に申請してください。
- (3) 電話等での予約は受け付けません。
- (4) 予算の範囲内で先着順となりますので、予算がなくなり次第受付を終了します。

問合せ

担当課 高齢者支援課高齢福祉係
担当者 嶋司 電話 0833-74-3012

光市高齢者補聴器購入費助成事業

令和7年7月から

認知症予防やフレイル(虚弱)予防を図るため、



補聴器の

購入費の一部を助成します

助成内容

補聴器購入費の2分の1を助成

※購入後の申請は助成対象外です

上限額

3万円

対象者（※下記の条件をすべて満たしている方）

- ①光市に住所を有する満65歳以上の方
- ②聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付対象者ではない方
- ③両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、
医師から補聴器の使用が必要であると認められた方
- ④介護保険料を完納している方

手続きの詳細は裏面へ ▶

《申請・問い合わせ先》

光市総合福祉センター（あいぱーく光）

高齢福祉係（3番窓口）TEL 0833-74-3012

手続きの流れ

1 申請書類の準備

- ・市の窓口で書類を受け取る。または市のホームページから印刷する。
※窓口：高齢福祉係（あいぱーく光1階 3番窓口）

【申請書類】

- ☐ 申請書 ☐ 医師意見書

詳細はこちら▼



2 医師意見書を作成

- ・耳鼻咽喉科を受診して、医師意見書を作成してもらう。

※医師意見書が作成できる医師は、身体障害者福祉法第15条第1項指定医師です。

※医療機関や医師意見書作成に係る費用（受診料・検査料・文書料等）は自己負担になります。

3 補聴器の見積書を作成

- ・販売店（補装具業者として市に登録されている事業者）で、補聴器の見積書を作成してもらう。

※インターネット販売・通信販売や訪問販売での購入は、助成対象外です。

※補聴器は、管理医療機器として認定された製品に限ります。

※集音器は助成対象外です。

4 高齢福祉係で申請手続き

【手続きに必要なもの】

- ☐ 申請書 ☐ 医師意見書 ☐ 見積書
- ☐ 本人確認書類（マイナンバーカード、健康保険証等）

5 市から決定通知書と補聴器購入費助成券を受け取る

- ・市の審査完了後、決定通知書と補聴器購入費助成券が届きます。

※「決定通知書」と「補聴器購入費助成券」が届いてから補聴器を注文してください。

6 補聴器を購入

- ・見積書を作成した補聴器販売店へ補聴器購入費助成券を提出し、見積書に記載された補聴器を購入する。

※補聴器の価格から助成額を差し引いた金額は自己負担となります。

（例）10万円（補聴器）－ 3万円（補聴器購入費助成券）＝ 7万円（自己負担額）